



鳥取県公報

平成 30 年 8 月 28 日 (火)
第 9 0 3 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定医療機関の変更の届出 (513) (福祉監査指導課) 2
	県営土地改良事業計画の決定 (514) (農地・水保全課) 2
	遊漁規則の変更の認可 (515) (水産課) 2
	急傾斜地崩壊危険区域の指定 (516) (治山砂防課) 3
	開発行為に関する工事の完了 (2件) (517・518) (西部総合事務所生活環境局) . . . 4
◇ 調達公告	落札者の決定 (2件) (病院局総務課) 4
	随意契約の相手方の決定 (〃) 5

告 示

鳥取県告示第513号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から訪問看護ステーション等の所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年8月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定訪問看護事業者等

名 称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	変更年月日
株式会社ライブアシスト	米子市角盤町一丁目3-11	ライブアシスト訪問看護ステーション	米子市長砂町300-3	平成30年5月1日

鳥取県告示第514号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（水利施設等保全高度化事業 五本松地区 農業用排水）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成30年8月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成30年8月28日から同年9月18日まで
- 3 縦覧に供する場所
鳥取市役所
- 4 審査請求
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすること。

鳥取県告示第515号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定に基づき、遊漁規則の変更の認可をしたので、同条第7項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年8月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 漁業権者の名称及び住所
千代川漁業協同組合
鳥取市河原町長瀬34-5
- 2 漁業権の免許番号
共同漁業権内共第1号
- 3 認可に係る改正の内容
平成25年鳥取県告示第667号（遊漁規則の認可について）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>1 (1)・(2) 略</p> <p>(3) 遊漁規則の内容</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 漁具又は漁法等の制限</p> <p>(ア)・(イ) 略</p> <p>(ウ) 次の表に掲げる区域内(以下 1 において「友釣専用区」という。)においては、6 月 1 日(c、<u>d</u>及び<u>f</u>の区域においては 6 月 15 日)から<u>8 月 31 日</u>までの期間内は、あゆを対象とする遊漁をさお釣り(友釣り又は毛針釣りに限る。友釣ルアーは除く。)以外の漁法により行ってはならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">d</td> <td>八頭郡智頭町大字南方の南方橋下流端から1,600メートル下流の同町大字智頭の備前橋上流端までの区域</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">e</td> <td>鳥取市河原町河原の出合橋下流端から550メートル下流の同市河原町袋河原の国土交通省が設置した袋河原水位流量観測所までの区域</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">f</td> <td>鳥取市佐治町加瀬木の入江橋下流端から1,150メートル下流の同市佐治町加瀬木の加瀬木橋上流端までの区域</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ～サ 略</p> <p>(4) 略</p>	略		d	八頭郡智頭町大字南方の南方橋下流端から1,600メートル下流の同町大字智頭の備前橋上流端までの区域	e	鳥取市河原町河原の出合橋下流端から550メートル下流の同市河原町袋河原の国土交通省が設置した袋河原水位流量観測所までの区域	f	鳥取市佐治町加瀬木の入江橋下流端から1,150メートル下流の同市佐治町加瀬木の加瀬木橋上流端までの区域	<p>1 (1)・(2) 略</p> <p>(3) 遊漁規則の内容</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 漁具又は漁法等の制限</p> <p>(ア)・(イ) 略</p> <p>(ウ) 次の表に掲げる区域内(以下 1 において「友釣専用区」という。)においては、6 月 1 日(c及び<u>d</u>の区域においては 6 月 15 日)から<u>7 月 31 日</u>までの期間内は、あゆを対象とする遊漁をさお釣り(友釣り又は毛針釣りに限る。友釣ルアーは除く。)以外の漁法により行ってはならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">d</td> <td>八頭郡智頭町大字南方の南方橋下流端から1,600メートル下流の同町大字智頭の備前橋上流端までの区域</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ～サ 略</p> <p>(4) 略</p>	略		d	八頭郡智頭町大字南方の南方橋下流端から1,600メートル下流の同町大字智頭の備前橋上流端までの区域
略													
d	八頭郡智頭町大字南方の南方橋下流端から1,600メートル下流の同町大字智頭の備前橋上流端までの区域												
e	鳥取市河原町河原の出合橋下流端から550メートル下流の同市河原町袋河原の国土交通省が設置した袋河原水位流量観測所までの区域												
f	鳥取市佐治町加瀬木の入江橋下流端から1,150メートル下流の同市佐治町加瀬木の加瀬木橋上流端までの区域												
略													
d	八頭郡智頭町大字南方の南方橋下流端から1,600メートル下流の同町大字智頭の備前橋上流端までの区域												

4 改正後の遊漁規則の施行の日
平成31年 2 月 1 日

鳥取県告示第516号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年 8 月 28 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 名称

大門地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から標柱10号までを順次に直線で結んだ線及び標柱 1 号と標柱10号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地 標 柱

鳥取市河原町佐貫字大門1816-3	1号から5号まで
鳥取市河原町佐貫字挾間1830-1	6号
鳥取市河原町佐貫字挾間1831	7号
鳥取市河原町佐貫字神田765-1地先水路敷	8号
鳥取市河原町佐貫字大門207	9号
鳥取市河原町佐貫字大門218-1	10号

鳥取県告示第517号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成30年8月28日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

- 1 開発許可の年月日及び番号
平成30年7月23日 鳥取県指令第201800095377号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
境港市渡町字下小堀
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
境港市外江町 3138-1
池 淵 仁 彦

鳥取県告示第518号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成30年8月28日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

- 1 開発許可の年月日及び番号
平成30年7月27日 鳥取県指令第201800121786号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
境港市森岡町字上中曾根
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
境港市夕日ヶ丘町一丁目121
角 広 志

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年8月28日

鳥取県営病院事業管理者 中 林 宏 敬

- 1 調 達 件 名 及 び 数 量 鳥取県立中央病院什器その1（外来診察机ほか） 一式
- 2 契 約 方 式 一般競争入札
- 3 落 札 日 平成30年6月21日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社モリックスジャパン
鳥取市商栄町203-6
- 5 落 札 金 額 38,232,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

- 6 入 札 公 告 日 平成30年5月8日
7 落 札 方 式 最低価格落札方式
8 契約事務担当部局の名称 鳥取県立中央病院事務局新病院建設推進室
及び所在地 鳥取市江津730

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年8月28日

鳥取県営病院事業管理者 中 林 宏 敬

- 1 調達件名及び数量 鳥取県立中央病院什器その2（医局事務机ほか） 一式
2 契約方式 一般競争入札
3 落 札 日 平成30年6月21日
4 落札者の名称及び所在地 株式会社モリックスジャパン
鳥取市商栄町203-6
5 落 札 金 額 36,936,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 入 札 公 告 日 平成30年5月8日
7 落 札 方 式 最低価格落札方式
8 契約事務担当部局の名称 鳥取県立中央病院事務局新病院建設推進室
及び所在地 鳥取市江津730

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年8月28日

鳥取県営病院事業管理者 中 林 宏 敬

- 1 調達件名及び数量 鳥取県立中央病院什器その3（事務室事務机ほか） 一式
2 契約方式 随意契約
3 随意契約の相手方を決定 平成30年6月28日
した日
4 契約の相手方の名称及び 株式会社モリックスジャパン
所在地 鳥取市商栄町203-6
5 契 約 金 額 91,800,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 随意契約による理由 再度の入札に付したが落札者がなかったため。（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）167条の2第1項第8号）
7 契約事務担当部局の名称 鳥取県立中央病院事務局新病院建設推進室
及び所在地 鳥取市江津730